

## 障害者等の運賃について

各都道府県発行の身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、「第1種」または「第2種」の方は、普通運賃が5割引き（10円未満四捨五入）となります。このうち、「第1種」の方は、介護人1名（同便かつ同区間の利用に限る）も5割引きとなります。また、弊社では精神障害者手帳をお持ちの方に、上記同様の割引を（介護人は対象になりません）おこなっております。

なお、運賃お支払いの際は、乗務員へご申告の上、証明書をご提示ください。また、交通系ICカードの利用につきましては、システムの都合上、乗務員の操作が必要となります。乗務員の操作完了後のタッチをお願い致します。

障害者等の適用された乗車券、定期券の利用時には、各種証明書をご持参いただきますようお願い申し上げます。



**富士急山梨バス株式会社**

一般バス障害者等割引運賃の適用概要（富士急グループ）

種別	等級	普通旅客運賃		定期旅客運賃	
		本人	介護人	本人	介護人
身体障害者手帳	1種 及び 2種 12才未満	5割引	5割引	3割引	3割引 ※注2
	2種 ※注1	5割引	×	3割引	×
療育手帳（知的障害者）	A 及び B 12才未満	5割引	5割引	3割引	3割引 ※注
	B	5割引	×	3割引	×
精神障害者 保健福祉手帳 H18～写真入り	1級	5割引	5割引	3割引	3割引
	2級 及び3級	5割引	×	3割引	×

(注)

1. 2種であっても手帳に介護証明がある場合は、介護人の割引適用をする。
2. 介護人定期旅客運賃については、障がい者本人が使用する定期券との同時購入に限る。  
（障がい者本人と同乗の場合に限り、介護人定期券の使用を認める。単独乗車不可。）
3. 「介護人」の適用人数は、手帳に付された人数を限度とする。